

NLD 部会 2 / 6 (金) 放火班

事例

《バーニングエレベーター事件》

現住建造物等放火

エレベーター

- 1 簡単にはずれる
 - 2 エレベーター棟がある
 - 3 後付け(セレブエレベーター)
 - 4 耐熱性
 - 5 スプリンクラー付
- ⇒これらは現住建造物かどうかの判断で重要

目撃者

A さん→マンションからニヤニヤしながら出てきた

ガソリン臭い人とぶつかった

燃えているのは見ていない

B さん→(5階の住人)エレベーター内で燃えているのを目撃

C さん→モニターにて一部始終見ている

モニターは犯人の顔と手元が明瞭に確認可能

証拠品

- ・ ビデオ (・ ガソリン入りビン)
 - ・ ライター (犯人の指紋付き)
 - ・ ガソリン付タウンワーク (新聞でもアリ)
- (燃え残り)

検察側の主張

- ・ 危険なものには変わらない ⇔
- ・ 建物は離れていても通路で繋がって ⇔
いるので1つの建物と認識すべき
- ・ 結局燃えているのだから人命は危険 ⇔

弁護士側の主張

- 1 ・ 3
- 2 ・ 3
- 4

公判手続

公訴提起

起訴状を提出 (§ 256)

↳ I 被告人の氏名等

II 公訴事実

III 罪名

被告人のした事実

- ・エレベーターに火をつけていた
- ・ライターに火をつけた
- ・エレベーターのかご○側壁面化粧鋼鉄表面の化粧シート(フルオートシート)を約 0.3 平方メートル焼失
- ・自然に鎮火?

冒頭手続

人定質問…被告人の特定

起訴状朗読

黙秘権等告知

罪状認否…被告人の罪の認否・弁護側の反論とか、意見

証拠調べ手続

検察官の冒頭陳述…検察官がこれから証明しようとする事実を物語風に述べる

動機とかもここで言う

証拠調べの請求

証拠決定

証拠調べの実施

被告人質問

弁論手続

論告求刑

最終弁論

最終陳述

判決

検察側の主張

§ 108

被告側の主張

§ 108 は成立しない (§ 109or § 110)

エレベーターの焼損→している

↳独立して燃焼 これについては争わない

エレベーターを建造物と一体と見るか? 「物理的・機能的一体性」

エレベーターは現住物と一体か一体でないか=非現住物か